

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十七第八号の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備が有する干渉を軽減する機能の技術的条件について次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

超広帯域無線システムの無線局の無線設備が電波を発射しようとする場合及び当該電波を発射している場合における干渉軽減機能の技術的条件は、次のとおりとする。

- 一 当該電波と周波数を同じくする電波を受信したときの任意の一五 kHzの帯域幅における受信機入力レベルが（一）一三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）を超えるときは、任意の一 MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力を（二）七〇デシベルとする。
- 二 信号検出時間を五秒以上とする。
- 三 信号検出確率を九九パーセント以上とする。
- 四 信号検出間隔を六〇秒以内とする。